

福島県復興計画（第2次）

～未来につなげる、うつくしま～

平成24年12月

福島県

福島県復興計画（第2次） 目次

	ページ
I はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
III 主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
i 復興へ向けた重点プロジェクト・・・・・・・・	7
1 環境回復プロジェクト・・・・・・・・	8
2 生活再建支援プロジェクト・・・・・・・・	10
3 県民の心身の健康を守るプロジェクト・・	12
4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト	13
5 農林水産業再生プロジェクト・・・・・・・・	14
6 中小企業等復興プロジェクト・・・・・・・・	15
7 再生可能エネルギー推進プロジェクト・・	16
8 医療関連産業集積プロジェクト・・・・・・・・	17
9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト・・	18
10 ふくしまの観光交流プロジェクト・・	19
11 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト	20
12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化	21
※ 指標・・・・・・・・・・・・・・・・	23
ii 具体的取組・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1 緊急的対応	
(1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援	27
2 ふくしまの未来を見据えた対応	
(1) 未来を担う子ども・若者の育成・・・・・・・・	36
(2) 地域のきずなの再生・発展・・・・・・・・	39
(3) 新たな時代をリードする産業の創出・・	44
(4) 災害に強く、未来を拓く社会づくり・・	49
(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による	55
新たな社会づくり	
3 原子力災害対応	
(1) 原子力災害の克服・・・・・・・・	58
iii 地域別の取組・・・・・・・・	63
1 相馬エリア・・・・・・・・	66
2 双葉エリア・・・・・・・・	79
3 いわきエリア・・・・・・・・	92
4 中通りエリア・・・・・・・・	103
5 会津エリア・・・・・・・・	114
IV 復興の実現に向けて・・・・・・・・	123
V 付属資料・・・・・・・・	130

福島県復興計画（第2次）の構成

I はじめに

- 1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 2 復興計画の性格

II 基本理念

- 原子力に依存しない※ 安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

※国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めることとしている。

III-i 復興へ向けた重点プロジェクト

安心して住み、暮らす	ふるさとで働く	まちをつくり、人とつながる
① 環境回復 ② 生活再建支援 ③ 県民の心身の健康を守る ④ 未来を担う子ども・若者育成	⑤ 農林水産業再生 ⑥ 中小企業等復興 ⑦ 再生可能エネルギー推進 ⑧ 医療関連産業集積	⑨ ふくしま・きずなづくり ⑩ ふくしまの観光交流 ⑪ 津波被災地等復興まちづくり ⑫ 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

III-ii 具体的取組

復興のために重要な取組を抽出し、プロジェクトとして示した。

- 原子力災害の克服
- 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり
- 災害に強く、未来を拓く社会づくり
- 新たな時代をリードする産業の創出
- 地域のきずなの再生・発展
- 未来を担う子ども・若者の育成
- 市町村の復興支援・生活再建支援・応急的復旧

III-iii 地域別の取組

会津エリア
相馬エリア
双葉エリア
いわきエリア
中通りエリア

IV 復興の実現に向けて

- 1 情報の発信
- 2 民間団体や県民等との連携
- 3 市町村との連携
- 4 国への要請等
- 5 復興に係る各種制度の活用
- 6 実効性の確保

I はじめに

1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過

大震災及び原発事故の発生

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波は、1,915 人の死者、65 人の行方不明者、81,216 棟の家屋の全・半壊（平成 23 年 12 月 27 日現在^{※1}）や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害をもたらした。
- 本県をさらに困難な状況に追い込んだのは、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故であり、自主的に避難している方も含めて 15 万人に及び県民が県内外に避難し、そのうち福島県外に避難している方は 6 万人を超えた（平成 23 年 12 月 25 日現在^{※2}）。震災前 202 万 4 千人だった本県人口は、昭和 53 年以来 33 年ぶりに 200 万人を割り込み、198 万 5 千人（平成 23 年 12 月 1 日現在福島県現住人口調査^{※3}）にまで減少している。9 町村が県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、原発から 100km 離れた会津地方を含め県内全域に風評被害が及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、原子力災害は、文字通り本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

復興ビジョンの策定

- こうした事態を踏まえて、復興に向けて希望の旗を掲げ、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めていくため、有識者で構成する復興ビジョン検討委員会での活発な審議、市町村との意見交換、1,538 件に上る多くの意見をいただいたパブリックコメント、県議会東日本復旧・復興対策特別委員会等からの要請等、県議会からの意見を踏まえるなどして、平成 23 年 8 月 11 日に「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」等 3 つの基本理念と 7 つの主要施策を内容とする福島県復興ビジョンを策定した。
- 今回の災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有のものであり、その克服は、一地方自治体の力を超えている。また、原子力災害は、事業者とともに国策として原子力発電を進めてきた国が責任を負うべきものである。このため、復興ビジョンの策定と並行して、国の復興構想会議を通じ、本県の復興に必要な事項に関して意見を主張してきた。その結果、本県の主張が復興構想会議の第 1 次提言及び国の復興基本方針に盛り込まれており、復興ビジョンは、国の復興基本方針と整合性が取れたものとなっている。

※1 平成 24 年 12 月 25 日現在 死者 3,051 人（うち震災関連死 1,231 人）、行方不明者 5 人。家屋全・半壊 93,407 棟

※2 平成 24 年 12 月 25 日現在 県内避難者 97,887 人、県外避難者 57,954 人、計 155,841 人

※3 平成 24 年 12 月 1 日現在 福島県現住人口調査 1,960,523 人

復興計画（第1次）の策定

- 復興ビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業を示すため、平成23年12月28日、福島県復興計画（第1次）を策定した。
- 復興計画の策定に当たり、平成23年9月に有識者や関係団体からの代表者で構成する復興計画検討委員会及びその分科会を設置し、活発な審議を行った。緊急時避難準備区域の復旧計画、各市町村復興ビジョン・復興計画や津波被災地のまちづくりに関する考え方などについて、各市町村と意見交換するなど、市町村の復興に向けた考え方との調整を行った。地方振興局ごとの地域を基本として9箇所地域懇談会を開催し、また、パブリックコメントなどにより県民から様々な意見を伺うとともに、県議会東日本大震災復旧・復興対策特別委員会等からの要請など、県議会からの意見を踏まえることに努めた。
- また、国の復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」を通じて本県の復興に関して国と協議を行っており、復興計画は、策定時までの協議内容を反映したものとした。
- 復興ビジョン策定の直前、政府は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束へ向けた道筋」のステップ1を達成したと発表し、平成23年9月30日には緊急時避難準備区域を解除、同年10月29日には中間貯蔵施設の整備に係る工程表を発表した。復興計画の策定に当たっては、できる限り、これらの新たな動きに対応することに努めた。
- 平成23年7月末に発生した新潟・福島豪雨災害は、会津地方を中心として、多くの住家被害のほか、河川、道路、鉄道、農地、林地などに甚大な被害をもたらした。また、平成23年9月下旬に本県を通過した台風15号は、中通り地方を中心として浸水により住家、農地などに多大な被害をもたらした。このため、東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生したこれらの災害の復旧・復興のための取組についても、本復興計画に盛り込むこととした。
- なお、福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日施行）及び同法に基づく基本方針（平成24年7月13日閣議決定）は、本県の復興計画（第1次）の内容が反映されており、整合が取れたものとなっている。

復興計画（第2次）の策定

- 復興計画（第1次）策定以降、平成24年4月1日の田村市、川内村を始め、これまで6市町村において避難指示区域の見直しが行われるなど、避難生活を送られている方々を取り巻く状況は日々刻々と変化し、それに伴う新たな課題への対応が必要となっている。
- このようなことを踏まえ、復興計画（第2次）では、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方などで構成する福島県復興計画評価・検討委員会を始め、県議会、県民、市町村などの意見を踏まえながら、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備、さらには、帰還を加速する取組など、被災者それぞれの状況に応じた新たな取組を追加した。
- なお、現在策定中の福島復興再生特別措置法基本方針に基づく避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画、重点推進計画に、本県復興計画（第2次）の内容が盛り込まれるよう、市町村と連携し国との協議を進めていく。

2 復興計画の性格

（1）復興計画の位置付け

- 復興計画は、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨、台風 15 号などの一連の災害からの復興に向けての取組を総合的に示すための計画である。
- 本県の復興は、国、市町村、民間団体、企業、県民等、様々な主体と力を合わせて行わなければならないことは言うまでもない。そのため、県が実施するもののほか、県以外の主体の取組であっても、県が関わるものを盛り込んでいる。

（2）復興ビジョンとの関係

- 復興ビジョンは、本県の復興に当たっての基本的な方向を示したものであり、復興計画は、復興ビジョンで定めた3つの基本理念及び7つの主要施策に沿って、さらに具体的な取組や当該取組に基づく主要な事業を示すものである。

（3）総合計画との関係

- 総合計画は、県政全体の基本的方針を示す最上位の計画であり、復興計画は、総合計画と将来像を共有しながら、本県の一日も早い復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進めるための計画である。
- なお、本計画における重点プロジェクトを総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、取組を一体的に進めていく。

（4）計画期間

- 復興ビジョンと同じく、計画期間は 10 年とする。

（5）進行管理及び柔軟な見直し

- 復興計画は、策定されただけではなく、随時、進捗状況を管理するとともに、現実に実行されなければならない。そのため、復興計画に盛り込まれた各取組の実施状況について毎年度点検を行い、福島県復興計画評価・検討委員会による評価を受け、その評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 復興計画は、今後の原子力発電所事故の収束状況や進行管理の結果等を踏まえ、県民の意向に細やかに対応しながら、復興に向けて必要な取組が行われるよう、適時、柔軟に見直しを行う。